

◇ 特別寄稿 ◇

日韓刑法理論史研究会（1）

韓国における刑法による過去の清算の現在

「日本と韓国における比較刑法理論史研究会」（略称：日韓刑法理論史研究会）は、立命館大学「研究の国際的推進プログラム」（2011年度）の研究プロジェクトに採択され、2011年10月から半年間にわたって韓国における刑法による過去の清算の理論と現状に関する刑法学的研究を共同して行ってきた。その問題意識は、以下の点にあった。

1910年、大日本帝国と大韓帝国は「日韓併合ニ関スル条約」を締結し、それによって「韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与ス」ることになった。この日韓併合条約は、35年に渡る帝国主義的植民地支配の法定根拠とされてきたが、その植民地支配の目的は次の4点に集約される。第1に朝鮮人民の政治的自由と民族的権利を擁護する反日運動を弾圧・抹殺し、朝鮮人民に植民地的奴隷状態を強要すること、第2に行政的弾圧機構の法的基盤を構築することによって、最大限の植民地略奪の基礎を築き上げ、朝鮮半島の経済発展を抑圧すること、第3に朝鮮人民の民族的属性と民族的文化性を弾圧・抹殺し、日本国臣民に強制的に同化すること、そして第4に朝鮮半島を中国大陸への全面的な侵略のための兵站基地にするため、その軍事的・戦略的基礎を築くことであった。日本は、朝鮮人民に対してこのような武断統治を実効的に遂行するために、条約の締結直後に「朝鮮総督府および所属官署制」を発表し、弾圧機構の整備に着手した。無法な支配を「法律」にもとづいて円滑に進めるために、「司法法規改正調査委員会」が設置され、裁判所や検察庁などの暴圧的刑罰機構に大量の日本人司法官僚が送り込まれた。さらに、その地の朝鮮人法律家もまた数多く登用され、その職務に従事させ

られた。朝鮮半島の植民地化と朝鮮人民の弾圧的支配を援護した朝鮮人裁判官と検察官は、日本政府から特権階層として優遇され、朝鮮半島における支配機構の中核的要員として安定した格別の地位を保障された（その経緯の詳細は、^{キムキョスン}金圭昇『日本の植民地法制の研究——在日朝鮮人の人権問題の歴史的構造』〔社会評論社・1987年〕99頁以下、同『日本の朝鮮侵略と法制度』〔社会評論社・1991年〕173頁以下が詳しい）。

アジア・太平洋戦争が終結し、日本帝国主義の支配から朝鮮半島と朝鮮人民が解放され、民族の自決が実現される機会がようやく訪れた。35年の長きに渡る日本の侵略的支配とそれに加担してきた反民族的朝鮮人法律家の罪責が問われ始めた。しかし、第二次世界大戦後の世界は米ソの軍事的・イデオロギー的対立によって構造化され、アメリカの対韓国政策が反共主義的に方向転換したために、過去の不法の追及と清算は阻まれるはめになった。アメリカの政策転換に呼応して、旧親日派が朝鮮半島南部において勢力圏を拡大し、南北間の緊張と朝鮮戦争の勃発を契機にして、克服・清算されるべき植民地支配の援護者であった「親日派」が韓国政財界の中核を占めるようになった。韓国の支配階級における戦前から戦後への人的連続が韓国社会の民主化を妨げる基本的要因になったことはいうまでもない。その後、韓国において民主化闘争および民族統一運動を求める思想や運動が、どれほど厳しい弾圧を受けねばならなかったか。軍事独裁政権を批判し、政治的市民的自由を求める者が、いかに厳しい拷問とリンチを耐え忍ばねばならなかったか。それは想像を絶する凄まじいものであった。しかし、民衆の民主化を求める運動の末に、1987年、韓国の民主化が宣言され、軍事的独裁政権の弾圧を初めとする過去の歴史の調査と清算が社会的課題として政治の俎上にのぼった。その歴史の前半部分は、日本による植民地政策とそれに起因する不法で野蛮な武断統治であり、その後半部分においても日本政府は植民地支配の事実^{キムキョスン}に真摯に向き合わず、また韓国の軍事独裁政権を外交的に援護してきた共犯者としての責任がある。従軍慰安婦問題などの史実の解明と個人補償の課題は、1965年の日韓条約で

解決済みとして片づけられるほど単純ではない。これらの問題を刑法学はどのように受けとめ、理論化し、その発展の契機とすべきか。われわれの研究会の問題意識はこの点にあった。

2012年 2 月 2 日・3 日の両日に立命館大学で開催された共同研究会では、次の 5 つのテーマに関する研究が報告された。

第 1 報告	李 ^イ 昌 ^{チャン} 鎬 ^ホ	朝鮮戦争期の民間人虐殺事件への刑事法的対応
第 2 報告	李 ^イ 在 ^{ジェ} 承 ^{スン}	韓国における過去清算の最近の動向
第 3 報告	朴 ^{パク} 智 ^ジ 賢 ^{ヒョン}	軍事独裁時代の韓国の刑法学
第 4 報告	李 ^イ 昊 ^ホ 重 ^{ジュン}	軍事独裁時代のスパイ捏造事件と刑事訴訟法
第 5 報告	本田 稔	刑法におけるイデオロギー批判と法学方法論

ここに掲載する 5 つの論稿は、研究会当日の報告を加筆・補充したものである。掲載にあたって、5 つの論稿を一つの研究テーマのもとに理解しやすくするために、訳語と表記の方法について本田が若干の調整を行った。その作業にあたって、立命館大学法学部生の朴^{パク}淑^ス喜^キ君の協力を得た。なお、日韓刑法理論史研究会の開催にあたっては、立命館大学コリア研究センターの方々に非常にお世話になった。コリア研究センターの勝村誠センター長（政策科学部教授）、徐^ソ勝^{スン}教授（法学部特任教授）からは、物心両面にわたって温かい援助を受けることができた。記して感謝を意を表す。また、裴^ペ始^{ヨン}美^ミ専任研究員と森^{ソン}類^{ルイ}臣^{イン}専任研究員には、原稿の翻訳作業の連絡、また当日の通訳者の依頼など研究会の開催の準備の一切を引き受けていただいた。お二人の協力がなければ、共同研究会は開催できなかったであろう。重ねて厚く感謝する。

研究会がテーマとした問題は、この 5 つの課題に尽きるものでない。共同研究は、ようやく緒についたばかりである。この研究成果が今後の共同研究の土台となり、さらにその共同の輪を広げるきっかけになることを願ってやまない。

(研究会代表 本田 稔)